

粗大ごみの正しい出し方

粗大ごみとは大型家具類や、大きさが140cm以上のものをいいます。

タンス類、ソファー、マットレス、灯油タンク（90ℓ以下）、ベッド、布団、じゅうたん、机、イス、スキー道具、大工道具・工具類、健康器具、たたみ、自転車、食器棚など

●排出する際、布団やソファー、マットレスなどは雨などで濡れないようビニールなどかぶせて下さい。（濡れている場合は回収できません）

※1点当たりのサイズは3人で運搬可能なもので、目安は200cm×150cm×100cm以内で重さ100kg以内のものが粗大ごみとなります。

※じゅうたん（カーペット）などは、丸めて束ねるか、折りたたんで出すこととし、最大の長さは4mまでとなっています。

●収集方法は、ごみ処理券は1枚160円で、1点につき1枚貼って下さい。収集は月2回程度の戸別収集となりますので、白老清掃に電話で申し込みし、日程など確認して下さい。ごみ処理券はお近くの町指定有料袋を販売しているお店でお買い求め下さい。1回に出せる粗大ごみは10点までとなります。

●白老町環境衛生センターの自己搬入は、下記受け入れ時間まで受け付けていますので、ぜひ活用して下さい。何かわからないことがありましたら、白老町役場生活環境課または株白老清掃までご相談下さい。

～環境衛生センター受け入れ時間～

●平日：9時～16時30分 ●土曜：9時～12時

※年末年始の12月31日から1月5日まで受け入れできません

問い合わせ先：生活環境課 ☎82-2265 白老清掃 ☎82-2319

相
問
い
合
わ
せ
先
談

生活環境課 交通・町民活動グループ
白老町消費生活センター
☎82-2265

未成年者契約の取り消しについて



未成年者は成年者に比べ「知識」や「経験」が不足し判断能力も未熟と思われるため法律で保護されています。

民法では、未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為は取り消すことが出来るとされていますので、下記事例の場合も一定条件を満たせば取り消しが可能と考えられます。

事例

「いい話がある」と大学の友人に誘われカフェで待ち合わせた。行ってみると友人と一緒に身なりのきちんとした男性がおり、投資の情報商材を勧められた。さらに友人を紹介すれば5万円をもらえるのですぐに元がとれると言われ契約し30万円を支払った。（18歳 学生）

★下記のすべてに該当する場合 取り消しが可能です★

- ・契約時の年齢が20歳未満である ・契約当時に結婚していない
- ・法定代理人の同意がない
- ・法定代理人から処分を許されたお金ではない（お小遣い等）
- ・法定代理人から許された営業に関するものではない
- ・契約当事者が積極的に詐欺的な行為をして年齢を偽っていない
- ・成年になってから追認していない

※追認とは→取り消すことのできる契約を有効にする行為

成年後に「代金を支払った」「サービスや商品の提供を要求した」などの場合

- ・取り消し権が時効になっていない

事例のほかに・・・

未成年者に多い相談
出会い系サイト、
新聞、エステ
オンラインゲーム、
携帯電話
TV放送サービス、
賃貸アパート、
インターネット通販
など

申し出は配達証明つき内容証明郵便が確実です

消費生活
豆
知識